

特 別 要 望

令和3年7月

全国離島振興市町村議会議長会

離島振興法の改正・延長に関する特別要望

離島においては、昭和28年に離島振興法が制定されて以来、離島振興政策が推進され、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする社会資本の形成が大きく進展した。

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

しかしながら、離島においては、厳しい自然的・社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった本土との地域格差は、引き続き対応すべき課題である。また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島をめぐる状況は依然として厳しく、一層強力に離島振興政策を推進していく必要がある。

よって、国においては、現行の離島振興法が令和4年度末をもって失効することから、抜本改正の上、恒久法化も視野に入れて延長されるよう、強く要望する。

新たな沖縄振興に向けた法律の制定に関する特別要望

沖縄では、昭和47年の本土復帰後、沖縄振興開発特別措置法及び沖縄振興特別措置法に基づく5次にわたる振興計画が策定され、各種の施策が講じられてきた。

その結果、当初目標の一つであった「本土との格差是正」については、社会資本整備の進展等により進んできたものの、県民所得の向上等は未だ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばである。また、離島の条件不利性、米軍専用施設・区域の集中等の沖縄の特殊事情から派生する固有の課題や子どもの貧困の問題、雇用の質の改善といった未達成の課題解決に向けて、引き続き国の支援が必要である。

一方、沖縄は、成長著しいアジアの玄関口として地理的な優位性を有しており、アジアの活力を取り込む拠点として我が国経済の発展への寄与が期待されていることから、沖縄の発展可能性を引き出すことは、我が国の発展につながる国家戦略として大きな意義を有している。

よって、国においては、現行の沖縄振興特別措置法が令和3年度末をもって失効することから、新たな沖縄振興に向けた法律を制定されるよう、強く要望する。